

令和7年4月1日より 入院時食事療養費が変わります

入院時食事療養費の自己負担額（1食につき）

	限度額適用認定証 標準負担額減額認定証 適用区分等	令和7年3月まで	令和7年4月から
1	一般、区分ア～エ	490円	→ 510円
2	小児慢性特定疾病児童 等、指定難病患者 (次の3、4に非該当)	280円	→ 290円
3	住民税非課税世帯 区分オ、Ⅱ	230円	→ 240円
	入院期間90日を超えるもの (区役所等へ要申請)	180円	→ 190円
4	非課税世帯で所得が一 定基準以下 区分Ⅰ	110円	110円

※市販の流動食を経管栄養法で摂取した場合は、この限りではありません。

*** 選択メニュー食の自己負担額 ***

選択メニュー食を希望される場合、

1食につき、上記金額に20円が加算されます。